平成３０年（フ）第９２３号
大阪市西区新町４丁目10番10―902号
債務者　正木　博子（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９５８号
大阪市東淀川区相川２丁目17番14号　ルンビニー相川　406号
債務者　水嶋　悠子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２７号
大阪府豊中市栗ケ丘町９番45―402号
債務者　西山　　泰
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２８号
大阪府豊中市栗ケ丘町９番45―402号
債務者　西山千恵子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１８７号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目９番７号
債務者　松井製作所こと　松井　　彰
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１９５号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番５―711号
債務者　塩田　成美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２０５号
大阪市淀川区十三東１丁目11番18号　シャローム十三　305号
債務者　西村　康行
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２５５号
大阪市港区八幡屋３丁目11番５―203号
債務者　津田商会こと　津田　敦士
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３２２号
大阪府大東市寺川１丁目11番901号
債務者　比嘉　久雄
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３３４号
大阪市西区川口３丁目１番24―３Ｂ号
債務者　堀口　朋代
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３４９号
大阪府枚方市出口３丁目６番37号
債務者　山口　貴明
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０４号
大阪府豊中市豊南町南５丁目８番３号
債務者　原田　俊一
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６３７号
大阪府茨木市東奈良２丁目１番１―405号
債務者　山本　佳子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８５号
大阪府枚方市北船橋町33番地の１（206）、前住所大阪府枚方市楠葉朝日２丁目17番３号
債務者　岩崎　和子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７１４号
大阪市平野区加美西１丁目13番36―508号、前住所大阪市西成区旭３丁目９番21号
債務者　玉置　　忍
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７６１号
大阪府寝屋川市平池町22番８―302号
債務者　福井　誠治（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７６７号
大阪市西区南堀江２丁目５番Ｃ―506号
債務者　山田　優子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部